

広報  
りくせん

たかた

7 平成24年  
月15日号

No.893

## 住民基本台帳法の一部改正

施行は7月9日から

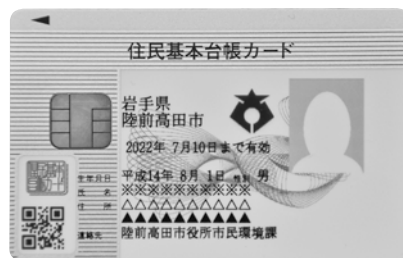
平成21年度に「住民基本台帳法」の一部が改正され、その改正法が平成24年7月9日から施行されました。主な改正内容は以下のとおりです。

### 1 他の市町村へ住所を異動した場合でも、引き続き住民基本台帳カード（住基カード）を利用することができます

市町村間をまたがる異動（転入、転出）があった場合、これまでは住民基本台帳カード（以下、住基カード）は自動的に廃止となり、転入先の市町村で新たに発行手続きをすることになっていましたが、7月9日からは引き続き利用することができます。ただし、引き続き利用できるのは、7月9日時点で有効な住基カードのみとなります。

転出届の際には必ず、住基カードを引き続き利用したい旨を申し出てください。また、転入地では必ず住基カードを提示してください。

なお、公的個人認証サービスで発行された電子証明書は継続利用できませんので、転入先で新たに手続きが必要です。



### 2 外国人住民に住民票が作成されました

これまでは、日本国内に在住する外国人住民については、「外国人登録法」によって外国人登録原票が作成され、各市町村はこの原票によって在住する外国人の情報を把握していましたが、7月9日からは外国人住民についても「住民基本台帳法」が適用されたため、日本人と同じく住民票の交付を受けることができるようになりました。

なお、外国人住民についても、住所の異動の際には、窓口で届出が必要となりますので留意願います。

○住基カードとは・・・住民基本台帳カード（住基カード）は、住民登録地の市町村で希望者に発行されるもので、住民票に記載された氏名・住所などが記録され、高度なセキュリティ機能を備えたICカードです。また、顔写真付きの住基カードは、本人確認書類として利用できます。ICカードは、暗号化した情報が記録されている領域に、鍵をかけることによってプライバシーを守ります。※外国人住民に住基カードが発行できるようになるのは、平成25年7月8日からとなります。

○公的個人認証サービスとは・・・公的個人認証サービスとは、インターネットを通じて安全・確実な行政手続きなどを行うために、他人によるなりすまし申請や電子データが、通信途中で改ざんされていないことを確認するための機能を、住民に対して提供するものです。主に確定申告の際に利用されています。

【問い合わせ先】 市民環境課市民係（内線131・132）

# 食品と放射能についてのお知らせ

毎日のご飯を、安心して食べられるように、放射性物質に関する新しい基準値、検査状況、取り組みについて紹介します。

## 1 食品や飲料水に含まれる放射性物質に関する規制

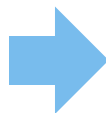
暫定基準値に適合している食品は、一般に健康への影響はないと評価されています。しかし、より一層、食品の安全と安心を確保するため、厚生労働省は、食品からの被ばくに対する放射性セシウムの年間の線量の上限について、5ミリシーベルトから1ミリシーベルトに引き下げ、その結果、平成24年4月から、新しい基準値に変更されました。

新しい基準値は、年間の許容線量1ミリシーベルトに基づき、4つの食品区分ごとに設定されています。

### 【別表1】 基準値

#### ●平成24年3月まで

食品群	暫定規制値 (Bq/kg)
飲料水	200
牛乳・乳製品	
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚 その他	



#### ●平成24年4月から

食品群	暫定規制値 (Bq/kg)
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

## 2 農産物・水産物などの検査体制（岩手県が実施）

食品中の放射性物質に関する検査は、原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等品目・区域の設定・解除の考え方（平成24年3月12日改正）」を踏まえ、厚生労働省が示した「地方自治体の検査計画」に基づき、各都道府県が実施しています。

## 3 食品の放射性物質の検査結果

岩手県で検査している市内の概要は、次のとおりです。なお、検査結果はすべて岩手県のホームページで公表されています。

**水道水など**：水道水については、本市を含め全県で検査を行っており、放射性物質は検出されていません。

また、地下水についても、県内全域で昨年検査を実施し、検出されていません。

**一般食品**：一般食品では、本市の米、野菜については、放射性物質が検出されていません。家庭菜園で栽培した野菜についても、同様に問題ないと考えられます。

**川魚、山菜**：春先、市内では川魚（ウグイに限る）と、山菜で出荷制限などになっているものがあります。これを含めた県内の放射性物質による出荷自粛などの状況は、**別表2**のとおりです。

【別表2】：放射性物質による出荷自粛などの状況（平成24年7月2日現在）

措置区分	品目		制限指示等年月日	対象地域など
国による出荷制限指示	肉	牛	H23.8.1	岩手県全域 ※H23.8.25 に制限の一部解除
	きのこ	原木生しいたけ (露地栽培)	H24.4.13	陸前高田市、住田町
			H24.4.20	大船渡市
			H24.4.25	釜石市、奥州市、一関市、平泉町、大槌町
			H24.5.7	花巻市、北上市、遠野市、金ヶ崎町、山田町
			H24.5.10	盛岡市
	山菜類	コシアブラ	H24.5.10	花巻市、奥州市
			H24.5.14	盛岡市
			H24.5.15	釜石市
			H24.5.18	住田町
		ゼンマイ	H24.5.16	奥州市、一関市
			H24.5.18	住田町
			ワラビ(野生)	H24.5.16
	セリ(野生)	H24.5.30	奥州市、一関市	
	タケノコ	H24.5.31	奥州市、一関市	
	海産魚種	マダラ	H24.5.2	三陸南部沖（陸前高田市沖の一部を含む） ※宮城県仙台湾沖で採取されたマダラから基準値を超過する放射性セシウムが検出されたことによる。
内水面魚種	イワナ	H24.5.8	磐井川、砂鉄川	
	ウグイ	H24.5.11	大川、北上川のうち四十四田ダムの下流（支流を含む、一部除外水域あり）	
		H24.6.12	気仙川	
県による出荷自粛要請	きのこ	原木生しいたけ(施設)	H24.3.30	奥州市、一関市（H24.4.1以降の出荷自粛を要請）
		乾しいたけ(H24産)	H24.5.23	大船渡市、花巻市、釜石市、奥州市、一関市、住田町、大槌町
			H24.5.30	北上市、遠野市、陸前高田市、金ヶ崎町、山田町
	山菜類	乾しいたけ(H23産)	H24.2.14	奥州市、一関市、大船渡市、平泉町
		コゴミ(野生)	H24.5.8	花巻市
		タラノメ(野生)	H24.5.11	一関市
		ミズ(野生)	H24.5.16	一関市
	フキ(野生)	H24.6.5	奥州市	
	その他	茶	H24.6.8	陸前高田市
	海産魚種	クロソイ	H24.6.1	釜石地域 ※H24.7.1 に自粛要請を解除
	内水面魚種	ヤマメ	H24.3.29	衣川、磐井川(H24.4.1以降の採捕自粛を要請)
その他	牧草		・一関市(全域)、平泉町(全域)、遠野市(北西部、北東部、南部)、陸前高田市(南部、矢作)、盛岡市(玉山区、旧築川村の一部)、滝沢村(東部)、奥州市、金ヶ崎町、大船渡市、釜石市、住田町、大槌町(南部)、一戸町、花巻市(大迫南東部) ・牧草の戸別調査結果で、飼料の暫定許容値を超過した農家	

※ 部は、前回からの変更事項

#### 4 食品と放射能について

**流通**：放射性物質濃度が、食品衛生法に基づく基準値を超える食品は、出荷制限などにより流通させないことになっています。このため、市場で販売されている野菜に関し、特別な調理法を行う必要は基本的にありません。

**低減**：放射性物質は熱により低減することはありませんが、独立行政法人放射線医学総合研究所によれば、「野菜を洗う、煮る（煮汁は捨てる）、皮や外葉をむく、などによって、放射性物質による汚染の低減が期待できる」とのことです。

放射性物質が、特に気になる人は、参考にしてください。

**家庭菜園**：家庭菜園で栽培した野菜に含まれる放射性物質の濃度は、その周辺地域で生産・出荷されているものと似かよっていると考えられます。別表2の出荷自粛などの状況で、確認してください。

## 5 県内の内部被ばく健康影響調査について

岩手県では昨年度、主に県南部を対象に15歳以下の子どもたちの内部被ばく健康影響調査を実施しました。調査結果について、緊急被ばく医療の専門家などからなる有識者会議で検討したところ、これまでと同様の食生活を続けても、健康に影響が及ぶとは考えにくいとの判断に至りました。

当県における放射性物質の内部被ばくによる発がんリスクは、喫煙や高塩分食、野菜不足などによるリスクと比べ極めて低いと考えられます。発がんリスクを低減するためには、食事を含む正しい生活習慣の維持や改善に努めることが効果的と考えられます。

## 6 放射性物質が体内に取り込まれた場合はどうなるか

食品などと一緒に体内に取り込まれた放射性物質は、体内で一部血中に入り、呼吸や汗、あるいは便や尿などの排せつ物により体外に出されます。これは「生物学的半減期」と呼ばれます。

「生物学的半減期」はおおよそ、セシウム137では1歳までは9日、9歳までは38日、30歳までは70日、50歳までは90日です。

例えば、物理学的半減期が30年と長いセシウム137が体内に取り込まれた場合、体内に残存する量は、1歳では9日、50歳では3カ月で半分に減ることになります。

食品を含めた、日常生活と放射線の影響は、別表3のとおりです。

### 【別表3】日常生活と放射線（単位：mSv（ミリシーベルト）※）

放射能	種類	内容
0.0013	人工放射線	100Bq/kgの放射性セシウム137（一般食品の基準値）が検出された飲食物を1kg摂取した場合
0.0019	人工放射線	100Bq/kgの放射性セシウム134（一般食品の基準値）が検出された飲食物を1kg摂取した場合
0.1	自然放射線	東京⇒ニューヨーク航空機（片道）
0.6	人工放射線	胃のX線集団検診（1回）
2.4	自然放射線	1人当たりの自然放射線（年間・世界平均）
6.9	人工放射線	CTスキャン（1回）
10.0	人工放射線	世界の高線量地域での自然放射線量（ブラジルのガラパリ（年間））

※空間線量率で使用しているμSv（マイクロシーベルト）に換算すると、1mSv = 1,000μSv。

○県では放射能に関する相談窓口を次のとおり設置しています。

分野	担当課	電話番号
環境放射能のモニタリング	環境保全課	019-629-5383
流通食品	県民くらしの安全課	019-629-5323
牧草、生乳・原乳	畜産課	019-629-5720
野菜	農産園芸課	019-629-5706
農産物の安全や営農対策	農業技術普及課	019-629-5652

### 【市からのお知らせ】

○野焼きについて：野焼きについては、特例で稲わら、刈り草など自然から発生したものなどは焼却が認められていますが、放射性物質の飛散を心配する人がいることから自粛するよう、昨年10月に岩手県から要請されています。

【問い合わせ先】市民環境課環境安全係（内線135）

## 放射能測定結果一覧（6月分：継続）

（単位：μSv/時）

測定月日	測定場所	場所（詳細）	測定結果			備考
			5 cm	50 cm	100 cm	
H24.6.19	生出コミセン	玄関右脇雨樋	0.59	0.26	0.16	
H24.6.19	二又診療所	玄関前	0.11	0.09	0.10	
H24.6.19	飯森公民館	玄関左側雨樋	0.37	0.31	0.18	
H24.6.21	最終処分場	飛灰真上	0.12	0.12	0.12	
H24.6.21	市役所庁舎前	南側1号棟出入口	0.05	0.06	0.03	
H24.6.19	サンビレッジ	玄関右側軒下	0.41	0.19	0.15	
H24.6.19	モビリア	センターハウス左側雨樋	0.85	0.36	0.22	
H24.6.22	矢作保育所	遊戯室前雨樋	0.10	0.10	0.09	
H24.6.28	下矢作保育園	玄関前雨樋	0.11	0.15	0.14	
H24.6.27	横田保育園	園庭	0.19	0.13	0.13	
H24.6.26	旧竹駒保育園	玄関前	0.16	0.12	0.10	
H24.6.26	竹駒保育園	園庭入口	0.11	0.11	0.10	仮設
H24.6.22	長部保育所	園出入口排水口	0.16	0.12	0.12	
H24.6.26	高田保育所	すみれ軒下	0.17	0.12	0.10	旧米崎保育園
H24.6.26	米崎保育園	砂場付近	0.07	0.07	0.07	
H24.6.26	小友保育所	運動場中央	0.10	0.10	0.10	
H24.6.26	広田保育園	園庭中央	0.09	0.09	0.09	

詳しくは、市民環境課環境安全係（内線135）、保育所（園）は社会福祉課児童福祉係（内線231）まで。

## 8月のごみ収集日について

市指定のごみ袋に行政区と世帯主の氏名を記入し、当日の朝8時30分までに集積場所に出してください。

### 燃えないごみ・空きびん・新聞・チラシほか収集日

町名	収集行政区	燃えないごみ	空きびん	新聞・チラシ 雑誌・段ボール
矢作	2区～7区	22日(水)	15日(水)	8日(水)
	8区～14区	23日(木)	16日(木)	9日(木)
	1区、15区、16区	24日(金)	17日(金)	10日(金)
横田	1区～8区	16日(木)	9日(木)	2日(木)
竹駒	1区～7区	15日(水)	8日(水)	1日(水)
気仙	4区	7日(火)	28日(火)	21日(火)
	1区～3区、5区、6区	17日(金)	10日(金)	3日(金)
	7区～9区	27日(月)	20日(月)	13日(月)
	10区～14区	28日(火)	21日(火)	14日(火)
高田	1区～3区、17区	6日(月)	27日(月)	20日(月)
	4区、5区、16区	7日(火)	28日(火)	21日(火)
	6区～8区	1日(水)	22日(水)	15日(水)
	9区、11区、12区甲乙	2日(木)	23日(木)	16日(木)
	10区、13区～15区	3日(金)	24日(金)	17日(金)
米崎	1区～5区甲乙	13日(月)	6日(月)	27日(月)
	6区甲乙～11区	14日(火)	7日(火)	28日(火)
小友	1区～7区	8日(水)	1日(水)	22日(水)
	8区～10区	9日(木)	2日(木)	23日(木)
広田	12区、13区	9日(木)	2日(木)	23日(木)
	1区～3区、11区、14区、15区	10日(金)	3日(金)	24日(金)
	4区～7区	20日(月)	13日(月)	6日(月)
	8区～10区	21日(火)	14日(火)	7日(火)

- 燃えるごみ、燃えないごみは市指定の袋で出してください。
  - 清掃センターでは、事業者から出る発泡スチロールやPPバンドなどの産業廃棄物は受け入れませんので、持ち込まないでください。
  - 庭先や空き地での家庭ごみの焼却は、法律で禁止されています。
  - せん定した枝や枯草の焼却は、放射性物質の拡散の可能性があるので自粛してください。
- 詳しくは、市民環境課環境安全係（内線134）まで。

### 燃えるごみ収集日

矢作1～16区	(水)(土)
横田1～8区	(火)(金)
竹駒1～7区	(火)(金)
気仙1～14区	(水)(土)
高田1～5区と16区	(月)(木)
高田6～15区と17区	(火)(金)
米崎1～11区	(火)(金)
小友1～10区	(月)(木)
広田1～15区	(月)(木)

※祝日は収集しません。  
※お盆中は通常どおり収集します。

### ●ごみを出す際の注意●

- ・仮設住宅に住んでいる人は、仮設住宅専用の集積場所に出してください。
- ・学校専用の集積場所などには出さないでください。
- ・布団やブルーシートを出す際は、小さくたたんで、丈夫なひもでしばって出してください。（1m以内）
- ・段ボールは50cm×60cm以内の大きさにして、紙ひもでしばって出してください。
- ・ごみを3袋を超えて出す場合は、清掃センターに直接持ち込んでください。



## 震災による平成24年度国保税の減免について

東日本大震災によって被害を受けた人は、平成24年度国民健康保険税について、次のような減免を受けられる場合があります。この減免は、納税義務者の属する世帯の生計維持者が該当した場合のみ対象となります。

### 1 震災により納税義務者の属する世帯の主たる生計維持者の居住する住宅に、一定割合以上の損害を受けた場合

損害の程度	減免の割合	申請の有無
全壊の場合	10分の10	不要
大規模半壊または半壊の場合	10分の5	

\* 転入した人で前住所地で居住する住宅に被害を受けた人は、り災証明書などを添付し申請が必要です。

### 2 納税義務者が次のいずれかに該当することとなった場合

申請の有無	減免の割合	申請の有無
①震災により、納税義務者の属する世帯の生計を主として維持する人が、死亡または行方不明となった場合	10分の10	不要
②震災により、納税義務者の属する世帯の生計を主として維持する人が、重篤な傷病（1か月以上の入院を伴った傷病）を負った場合	10分の10	必要
③震災により、納税義務者の属する世帯の生計を主として維持する人が、事業などを廃止または失業することとなった場合（事業主の都合による解雇などにより離職し、雇用保険受給資格証を持っている特例対象被保険者の人は除かれます）		

▼ ②、③に該当する場合は申請が必要となります。②の場合は医師の診断書、③の場合は事業などの廃止または失業の状態を証明する書類を持参してください。

▼ 事業主の都合による解雇などにより離職した人は、雇用保険受給資格者証を持参のうえ、特例対象被保険者などにかかる軽減申請をしてください。すでに税務課で手続き済みの人には特例が継続される場合があります。

### 3 事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入（以下「事業収入など」）のいずれかが減収した場合

納税義務者の属する世帯の主たる生計維持者の平成23年中の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ震災により平成24年中における事業収入などが、平成23年中と比べ3割以上減収することが見込まれる人は、平成23年中の所得に応じて減免の対象となる場合があります。

平成23年中の合計所得金額	減免の割合
300万円以下の場合	10分の10
300万円を超え 400万円以下の場合	10分の8
400万円を超え 550万円以下の場合	10分の6
550万円を超え 750万円以下の場合	10分の4
750万円を超え 1,000万円以下の場合	10分の2

\* 該当する場合は申請が必要となります。平成24年中の収入などが分かるものを持参してください。

\*平成25年6月以降、前年に比べ3割未満の減収などにより減免要件に該当しないことが判明した場合は、前年に遡って課税することがあります。

【申請手続きなど】納税通知書、印鑑、平成24年中の収入などが分かる書類を持参のうえ、税務課まで相談してください。申請書は税務課に備え付けてあります。審査後、減免の可否・減免額を通知します。なお、申請は納期限の7月31日（火）までをお願いします。

## 震災による平成24年度法人市民税の減免について

主たる事業所が、東日本大震災にかかる津波により被害を受けた区域にあった法人、または、震災により半壊以上の損害を受けた法人は、平成24年3月11日から平成25年3月10日までの間に、確定申告にかかる申告納付期限が到来する法人市民税の均等割が減免されますので、税務課に申請してください。詳しくは、税務課市民税係（内線101・102）まで。

# 平成24年度陸前高田市職員採用試験を実施 申し込みは8月17日(金)まで

## 【平成25年4月採用 試験職種、採用予定人員および受験資格】

職種	採用予定人数	受験資格
一般事務職 (消防職を含む)	10人程度	昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者
土木技術職	1人程度	昭和60年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者で、高等学校、専門学校または大学において土木の専門課程を修了した者、または平成25年3月31日までに同課程を修了見込みの者
保健師	1人程度	昭和52年4月2日以降に生まれた者で、保健師の免許を有する者または平成25年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者

## 【平成25年1月中途採用 試験職種、採用予定人員および受験資格】

職種	採用予定人数	受験資格
一般事務職	5人程度	昭和47年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた者で、社会人として3年以上正規雇用経験のある者（正規雇用とは、正社員として期間を定めない雇用形態をいう）
土木技術職	2人程度	昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者で、高等学校、専門学校または大学において土木の専門課程を修了し、土木技術職で3年以上正規雇用で実務経験のある者（正規雇用とは、正社員として期間を定めない雇用形態をいう）
学芸員	1人程度	昭和47年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者で、学芸員資格を有し、3年以上埋蔵文化財発掘の実務経験のある者

※採用予定人員は、変更になる場合があります。

▽受付期間 8月1日(水)～17日(金)(土曜・日曜日を除く)の午前8時30分～午後5時15分

▽受験申込 総務課職員係で配布、または市公式ホームページからダウンロードした受験申込書に必要な事項を記入し、同係に提出してください。郵送で申し込む場合は、8月17日(金)午後5時15分必着とします。

### ▽試験日程

- ・一次試験(教養、作文試験、土木技術職は専門試験もあり) 期日: 9月16日(日)、受付: 午前8時、場所: 岩手県立大船渡高等学校
- ・二次試験(口述試験、適性検査、身体検査(健康診断書の提出による)) 平成25年4月採用分11月中旬、平成25年1月中途採用分10月下旬、市役所で実施予定  
詳しくは、総務課職員係(内線161、162)まで。

## 東日本大震災による岩手県内への避難者が対象です

# 避難先でのがん検診のお知らせ

東日本大震災により、岩手県内に避難している陸前高田市民は、6月下旬から避難先で各種がん検診を受けることができるようになりました。

▽対象者 住民票を異動せずに岩手県内に避難している陸前高田市民

▽受診期間 平成25年3月31日まで

### ▽内容および対象年齢

- ・胃がん検診(40歳以上の男女)
- ・大腸がん検診(40歳以上の男女)
- ・肺がん(結核)検診(40歳以上の男女)
- ・子宮頸がん検診(平成23年度に子宮頸がん検診を受けていない20歳以上の女性)
- ・乳がん検診(平成23年度に乳がん検診を受けていない40歳以上の女性)

※子宮頸がん・乳がん検診は、2年に1回の受診となります。

### ▽検診の申し込み

- ・避難先でのがん検診を希望する人は、電話などで健康推進課保健係に申し込んでください。
- ・後日、希望する人に「受診券」などを送付します。

### ▽その他

検診時点において、陸前高田市から住民票を異動した場合は、市交付の「受診券」は使用できませんので、転入先の市町村に問い合わせください。

詳しくは、健康推進課保健係(内線240)まで。

# ● 災害公営住宅供給基本方針を策定 ●

災害公営住宅の整備は、従前の地区コミュニティごとに策定された復興計画に従って進める必要があることから、地区別の住宅被災状況（全半壊戸数）に、意向調査に基づく災害公営住宅への入居希望割合を乗じて求めた必要戸数を、当該地区において整備することとし、次のとおり地区別の整備戸数を定めました。

## 【地区別災害公営供給計画】

地区名	全半壊数	建設候補地	計画戸数	事業主体別計画戸数		入居予定年度
				県	市	
下矢作	60					
竹駒	76					
今泉	592	(協議中)	120	60	60	H28
長部	242	(協議中)	60		60	H27
高田	1,895	高田西地区	320	320		H27
		中田地区	168	168		H26
		下和野地区	120		120	H26
米崎	319	(協議中)	60	60		H27
小友	247	柳沢前地区	40	92		H27
		(協議中)	52			
広田	333	(協議中)	60		60	H28
合計	3,746		1,000	700	300	

※なお、今後の情勢の変化に応じて、この戸数を適宜見直すこととしています。

※用地確保の見通しが立った時点で、随時修正することとします。

この計画の実現に向けて、6月27日に、岩手県を相手方とする覚書を締結しています。主な、内容は次のとおりです。

- ◆岩手県と市が協力し、市内に1,000戸の災害公営住宅を建設する。
- ◆岩手県が700戸、市が300戸の建設を予定する。
- ◆岩手県が建設した700戸のうち、350戸は市が管理する。

災害公営住宅供給基本方針の全文は、市のホームページで閲覧することができます。

詳しくは、建設課住宅推進係（内線474）まで。

## 都市計画案の縦覧のお知らせ

市は、現在の市庁舎の向かいに、津波が発生した場合に備えた防災拠点として、警察署、消防署、コミュニティセンター、災害公営住宅などを整備する計画を進めています。

このたび、その区域を決定するため、次のとおり都市計画案の縦覧を行います。

この案について、意見のある市民および利害関係者は、8月2日（木）までに市長に対し意見書を提出することができます。

### ▽縦覧案件

- ・名称 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田西地区）
- ・区域 高田町字栃ヶ沢、鳴石、竹駒町字相川地内（右図を参照）

▽縦覧期間 7月20日（金）から8月2日（木）まで（※土日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

▽縦覧場所 市役所4号棟2階 都市計画課内

詳しくは、都市計画課計画係（内線461）まで。





## 8月の移動図書館

日	地区名	時間	駐車場所
22日(水)	気仙町牧田	10:15~10:40	長部・気仙小学校
		10:45~11:15	長部小仮設住宅
	米崎町神田	13:00~13:50	米崎中学校
	米崎町川内	13:55~14:20	米崎保育園・高田保育所
23日(木)	高田町東和野	14:40~15:10	高寿園
	米崎町川内	10:10~10:45	米崎小学校
		11:00~11:20	黄川田敦子さん宅
		11:30~11:50	村上峯子さん宅
	広田町大久保	13:05~13:40	広田小学校・広田中学校
		13:50~14:20	広田保育園
14:30~15:00		鈴木恭子さん宅	
広田町小屋敷	15:10~15:30	広田漁協	
24日(金)	横田町志田実	10:00~10:20	野露篤子さん宅
		10:25~10:50	横田小学校
	横田町本宿	11:00~11:30	本宿会館
	気仙町牧田	13:20~13:50	長部保育所
	気仙町上長部	14:10~14:50	上長部地区仮設住宅
28日(火)	竹駒町相川	9:30~10:00	シェリール
	竹駒町仲の沢	10:15~10:45	竹駒小学校
	竹駒町相川	11:00~11:30	西部デイサービス
	矢作町二又	13:30~14:00	矢作保育所(阿部商店前)
	矢作町沖	14:30~15:00	石橋屋商店
29日(水)	高田町中田	10:30~10:55	松原苑
	米崎町神田	11:00~11:30	米崎中学校仮設住宅
	小友町宮崎	13:05~13:45	小友小学校・小友中学校
	小友町柳沢前	13:50~14:20	小友保育所
	小友町財当	14:30~15:00	東部デイサービス
30日(木)	矢作町神明前	10:10~10:45	矢作小学校
	高田町大隅	11:00~11:30	希望ヶ丘病院
	高田町下和野	13:10~13:30	高田小学校
	矢作町諏訪	13:50~14:20	下矢作保育園
	矢作町東角地	14:30~15:00	6区公民館
31日(金)	横田町黄金山	13:40~14:10	横田保育園
	高田町山苗代	14:40~15:10	サンビレッジ

小学校に駐車する際には、仮設住宅に在住の皆さんも利用してください。

詳しくは、図書館(☎54-3227)まで。



### 納付書を送付しました

### 平成24年度介護保険料

六十五歳以上の第一号被保険者の介護保険料納入通知書を送付しました。東日本震災の影響により、昨年度から普通徴収（納付書による納付）となっていました。本年度分につきましても、第一期から第三期までは、納付書による納付となります。

なお、十月からは特別徴収（年金天引き）を開始します。特別徴収となる人には改めて通知します。十月以降も引き続き普通徴収の人については、今回送付した納入通知書に第四期以降の納付書も綴られていますので確認してください。

また、東日本大震災による被災を事由とする介護保険料の減免期間が、九月三十日まで

で延長になりました。昨年度すでに減免されている人は申請不要です。四月以降に六十五歳になった人などについては、申請が必要な場合があります。

詳しくは、長寿社会課介護保険係（内線203）まで。

### 納付書を送付しました

### 平成24年度後期高齢者

### 医療保険料

後期高齢者医療被保険者の保険料額決定通知書と納入通知書を送付しました。東日本大震災の影響により、昨年度から普通徴収（納付書による納付）となっています。本年度分につきましても、第一期から第三期までは納付書による納付となります。

なお、十月からは特別徴収（年金天引き）を開始します。対象者については、納入通知書の特別徴収欄に徴収金額が記載されていますので、確認してください。十月以降も引き続き普通徴収の人については、今回送付した納入通知書に第四期以降の納付書も綴られていますので、確認してください。

また、東日本大震災による被災を事由とする後期高齢者医療保険料の減免期間が、九

月三十日まで延長になりました。

昨年度すでに減免されている人（所得減少による場合を除く）は申請不要です。四月以降に新しく七十五歳になった人などについては、申請が必要な場合があります。

詳しくは健康推進課国保係（内線140・141）まで。

### 参加者を募集しています

### 巡業！かぶとむし相撲

### 陸前高田場所

東京・町田で人気の「かぶとむし相撲」を実施します。市内の児童の参加を募集中で、三人一組の団体戦のみ定員があります。

所定の申込用紙に記入して、鈴木旅館まで応募してください。

▽日時 八月十日（金）午前九時受け付け、午後四時終了予定

▽場所 矢作小学校体育館

▽内容 午前は個人戦（当日受付可）、午後は団体戦（十六組によるトーナメント戦）

▽その他 参加できるのは、カブトムシ（国産）のオス。貸し出しもできます。

詳しくは、鈴木旅館（☎5412738）まで。

### 住宅建築に気仙地域の木材を地域材利用促進事業費補助金

気仙地域産木材の利用拡大と林業振興を図るため、次の補助金制度を創設しました。住宅新築・増改築を考えている人は、ぜひこの機会に地元の木材を利用しましょう。

### ▽補助金の交付要件

・建築主が市内に住所を有していること、または、完成後に市内に住民登録をすること。

・気仙地域の木材を五立方メートル以上使用し、延べ床面積五十平方メートル以上の木造住宅を新築または増改築する場合であって、専用住宅または店舗、事務所等併用住宅であること。（平成二十四年四月一日以降に完成のもの、共同住宅、建売住宅などを除く）

※気仙地域産木材の証明のため、「若手県産材証明書」の添付が必要です。

▽補助金の額 地域材使用量一立方メートルに対し、二万円を補助します。ただし、二十五立方メートル五十万円を限度とします。

詳しくは、農林課林政係（内線403）まで。

### 子どもたちが夏休みに入ります地域における見守りの徹底を

七月は、『青少年の非行・被害防止全国強調月間』および『社会を明るくする運動強調月間』です。

震災の爪痕が深く、未だ、子どもたちを取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしている中、市内の小中学生、高校生は、七月下旬から八月二十日ごろまで夏休みに入ります。子どもたちの健やかな成長を願い、心身ともに健康で楽しい夏休みを送れるよう、地域の皆さんの見守りをお願いします。

詳しくは、少年センター（内線220）まで。

### 市内での就職を支援します

### 就労創出支援事業を実施

市は、失業されている人の安定的な雇用の促進を図るため、就労創出支援事業を実施します。市内での就職を希望する人に、就職のための専門的知識・技能を習得する研修や、市内企業での職場実習を実施し、その後の就職につなげます。個々に専任のフォロワー支援員がつかますので、安心して研修・実習を受けることができます。正社員を目指す

している意欲のある人の応募をお待ちしています。

▽募集人数 十八人（自動車通勤が可能な人）

▽実習期間 八月二十三日～来年三月三十一日

▽研修内容 共通研修一カ月程度、専門スキル研修・市内企業での職場実習六カ月程度

▽賃金 時給九百円、通勤手当別途支給（上限あり）

※研修中の給与は、事業受託者より支給します。

▽研修場所・研修企業 市内を予定

▽説明会 随時受付中

▽説明会受け付け・問い合わせ先 事業受託者（株）パソナ 担当：武井・天野（☎08001219510528）まで。

### 高校生対象会社説明会

### お仕事広場in気仙を開催

就職を希望している高校生に向けて、気仙管内の企業が「どんな仕事をしているか」や「どんな人材を求めているか」などを伝える会社説明会を開催します。就職活動の環境としてぜひ参加してください。

▽日時 八月八日（水）午後一時～四時十五分（受け付けは午後零時三十分から）

▽場所 大船渡市民交流館力メリアホール

▽参加対象 来春高等学校卒業予定の就職希望者（保護者は見学のみ）

▽参加企業 来春高卒予定者対象の新規高卒求人を出している企業、また提出する予定がある企業

▽参加料 無料

▽申込方法 参加者の氏名・学校名を電話またはファクスで申し込んでください。

▽申込締切日 八月三日（金）詳しくは、シヨブカフエグ

仙（☎2113456）まで。

助産師が訪問します

巡回こそだてシツプ

在宅の助産師が、要請のあった集会所や自宅に訪問します。広報十五日号の巻末「健康・生活カレンダー」に指定されている期日のうち、希望する日を予約してください。

### ▽申込方法

①ホームページ：<http://kosodate.shp.org>

②電話：0800472913911（巡回担当 渡邊）

### あゆっこ応援団から

### 冒険遊び場でイベントを開催

【七月二十八日（土）】冒険遊び場「まきばっこ」

で、手づくり遊具の他に、イベント限定のウォータースライダー、どろんこ遊び、お菓子つかみ取りを行います。

▽時間 午後一時～三時

▽場所 冒険遊び場「まきばっこ」（広田町黒崎公民館向かい）

【七月二十九日（日）】

「まきばっこ」サマリーイベントを行います。食べるのも遊ぶのも無料です。

▽時間 午前十時～午後三時

▽場所 冒険遊び場「まきばっこ」（広田町黒崎公民館向かい）

▽内容 二百食限定の岩手八幡平コマクサ杜仲茶、ポークを食べよう、元気がでるわかめスープ、シヤカシヤカかき氷、午後2時から、もちまき

【両日共通】

着替えを準備してください。ウォータースライダー、どろんこ遊び・お菓子つかみ取りは両日行います。

### 【アルバイト募集】

二十八・二十九日に運営を手伝う人を募集しています。業務は車や来場者の誘導、配膳、撤収などで、一日あたり六千円のアルバイト代を支払います。募集枠は、両日とも高校生以上各三十人です。両日でも片方の日でもかまいません。

せん。詳しくは、まきばっこ事務局（黒崎公民館内）小泉（☎0800204514274nakibakurosakikoizumi@gmail.com）まで。

出張返却会を実施しています

思い出の品からのお知らせ

現在、写真を中心とした返却会は、高田町字鳴石で毎日午前九時から午後四時まで行っています。また、お茶っこサロンで出張返却会を開催しており、要望に応じて仮設の集会所や地域の集会所などにも出張しています。

詳しくは、思い出の品（☎4714848）まで。

市民を無料で招待します

大曲の花火（全国花火競技大会）

秋田県大仙市では、昨年度に引き続き、東日本震災で被災した人を対象に、全国花火競技大会「大曲の花火」への無料招待事業を実施します。

▽日時 八月二十五日（土）午前九時市役所前発（二十六日早朝着）

▽対象者 震災で被災し仮設住宅などに入居している人

▽定員 四十人（定員を超えた場合は抽選）

▽応募方法 市役所一号楼一階窓口にある専用応募用紙に必要事項を記入し、専用応募ボックスに投函するか、郵送（ファクスなど）で応募してください。（詳細は応募チラシを参照）

▽応募締切 八月三日（金）※当事業の問い合わせ受付は、大仙市で行いますので直接電話してください。

詳しくは、大仙市総合政策課（☎01871631111、内線228）まで。

法律などで悩んでいる人へ

東北一斉!!司法書士無料相談会

▽日時 七月二十八日（土）午後一時～五時

▽会場 陸前高田司法書士相談センター（竹駒町字相川）

▽内容 面談相談（無料）・フリーダイヤル電話相談（☎012018231815）

詳しくは、若手県司法書士会（☎019162213372）まで。

新築移転オープンします

東北銀行高田支店

▽日時 八月六日（月）午前九時から

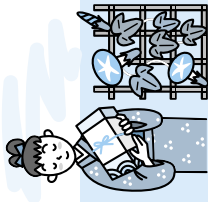
▽場所 竹駒町字十日市場282番地1

▽連絡先 ☎5412134

# 2012

# 健康・生活カレンダ―

August  
**8月**



日	Sunday	Monday	火	Tuesday	水	Thursday	木	Friday	金	Saturday	土	
	<p>◆9月の健診日程◆</p> <p>12日(水) 7か月児健康相談</p> <p>19日(水) 1歳6か月児健診</p>											
日	<ul style="list-style-type: none"> <li>休日当番医</li> <li>飯塚眼科医院(盛町)</li> <li>☎21-3011</li> <li>休日当番歯科医</li> <li>くまかみ歯科医院(赤崎町)</li> <li>☎21-1888</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☎パーソナル・サポートセンター</li> <li>10:30~15:00</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>うごく七夕まつり</li> <li>気仙町けんか七夕まつり</li> <li>☎ジョブカフェ気仙町スポット</li> <li>13:30~16:30</li> <li>緊急雇用者登録相談会(広田コミセン)</li> <li>11:30~13:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>休日当番医</li> <li>滝田医院(末崎町)</li> <li>☎29-3108</li> <li>休日当番歯科医</li> <li>吉田歯科医院</li> <li>☎54-4566</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☎パーソナル・サポートセンター</li> <li>10:30~15:00</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>休日当番医</li> <li>菊池医院(大船渡町)</li> <li>☎21-1620</li> <li>休日当番歯科医</li> <li>広田歯科医院(米崎町)</li> <li>☎47-3393</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>休日当番医</li> <li>いとう耳鼻咽喉科クリニック(猪川町)</li> <li>☎21-1333</li> <li>休日当番歯科医</li> <li>たかた歯科医院☎5-5011</li> <li>☎ママ・パパ学級</li> <li>【受付】9:45~10:00</li> <li>巡回子育てシブ訪問日</li> <li>齋苑休業日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☎パーソナル・サポートセンター</li> <li>10:30~15:00</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☎パーソナル・サポートセンター</li> <li>10:30~15:00</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☎パーソナル・サポートセンター</li> <li>10:30~15:00</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☎パーソナル・サポートセンター</li> <li>10:30~15:00</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☎パーソナル・サポートセンター</li> <li>10:30~15:00</li> </ul>
月												
火												
水												
木												
金												
土												